

一部事務組合及び事務の委託との制度の比較

区 分	一部事務組合	事務の委託
設置目的	事務処理の能率または便宜からみて合理的な行政を確保するため、複数の地方公共団体が、その一部を共同して処理するため設ける。 (地方自治法第284条)	地方公共団体の組織構成を簡素化し、経費節減を図りつつ、合理的な行政を確保する。 (地方自治法第252条の14)
効 果	一部事務組合が成立がすると、共同処理することとされた事務については、構成地方公共団体は処理する権能を有しない。 (地方自治法第284条)	受託をした地方公共団体の機関がその事務を処理することにより、委託をした地方公共団体が自らその事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。 委託後は、その事務についての法令上の管理執行の責任は、受託団体に帰属することになり、反面、委託をした地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失う。 (地方自治法第252条の16)
管理執行	組合として条例、規則などを定める。 (地方自治法第292条)	受託団体の条例が委託団体の条例、規則などとしての効力を有する。 (地方自治法第252条の16)
組 織	形式上これを設立または構成する地方公共団体とは別個のそれ自体独立の法人としての特別地方公共団体である。 ・議会－管理者(執行機関) (地方自治法第2条、第287条)	受託者の議会及び執行機関 (地方自治法第252条の16)
手 続	事務内容についての協議について議会の議決協議 県知事の許可 (地方自治法第284条)	委託内容についての協議について議会の議決規約等の告示 県知事への届出 (地方自治法第252条の14、第252条の2)
経 費	管理者等非常勤特別職報酬額(年額、概算) 深谷市・岡部町共同事務組合 2,440千円 寄居地区消防組合 1,387千円 寄居地区衛生組合 1,387千円	